

創星会会員交流支援事業参加規程

(目的)

第1条 この支援事業は、静岡県立大学食品栄養科学部・大学院の卒業生・修了生の相互の親睦交流を促進することをその目的とする。

(要件)

第2条 支援の対象となる会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）は、次の1～4の全てを満たしたものに限る。

1. 会員が主催し、卒業生・修了生のみで10名以上の参加がある親睦会等であること。
2. 主催者（幹事）が予め決定されていて、その者が全ての責任を負える者であること。
3. 研究室の同門会は支援の対象としない。
4. 大学・学部・大学院が主催または関与する公式行事と時間的に競合せず、その円滑な実施または参加に支障を及ぼすおそれがないこと。

(期間)

第3条 開催月は、4月～翌年3月までの通年とする。

(支援額)

第4条 卒業生・修了生の参加者14名までは一人につき3千円を補助し、15名以上の参加者については一人につき5千円を補助する。なお、支援金に関しては、開催日当日以降、創星会より交付するものとする。

(支援団体数)

第5条 支援の対象となる団体の数は、年間10団体を上限とする。本規程の目的との適合性、および、大学・学部・大学院の公式行事との重複の有無の観点から審査を行い、審査によって10団体が決定した時点でその年度の申請受付を終了する。

(申請)

第6条 支援を受けたい親睦会等の主催者（幹事）は、所定の様式書類に参加者名簿を添えて創星会事務局へ申請する。申請の時期は開催月の2ヶ月前迄とする。なお、審査により支援が決定した団体については開催の2週間前までに再度確定した名簿を創星会事務局に提出しなければならない。

(創星会への協力)

第7条 支援を受けた団体は、創星会の会報誌掲載原稿と写真の提出、及び次期総会での開催報告等(14名以下の親睦会は総会参加者2名以上、15名以上の親睦会は総会参加者3名以上)に協力しなければならない。

(支援の取り消し)

第8条 親睦会等の当日に卒業生・修了生のみで10名に満たなかった場合は、支援金の交付は取り消されるものとする。

第9条 最終名簿の提出が2週間以内に提出されなかった場合には、支援金の交付は取り消されるものとする。ただしやむを得ない理由があると創星会が判断した場合にはこの限りではない。

(再支援)

第10条 この支援制度を利用した団体が、再度この支援を受けるには支援後、2年を経過した後とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、創星会役員会の議を経なければならない。

附 則 この規程は2018年9月1日から施行する。

この規程は2026年5月8日から改正施行する。